平成２８年（フ）第５２５号
兵庫県姫路市林田町松山28番地、従前の住所兵庫県丹波市柏原町柏原2145番地２　第１柏原マンション105号
債務者　ワンワン牧場こと　河崎　雄三
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１１８号
兵庫県高砂市米田町島74番地の１　Ｔ・Ｓビル304号
債務者　児島　英之
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衣笠　謙三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３９５号
大分市金池町４丁目８番17号（ドゥペールワコー金池弐番館201）
債務者　佐藤　綾子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木淳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５８号
大分市小佐井２丁目３番５号
債務者　財前　　崇
1　決定年月日時　平成29年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本すみれ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１００号
北海道亀田郡七飯町字上藤城313番地81
債務者　坂平光洙こと　尹　　光洙
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　剛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月20日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
函館地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３４号
北海道室蘭市栄町１丁目３番11号　ＫＴポート202、前住所北海道室蘭市山手町１丁目５番１―203号山手スワンヒルズ
債務者　西野　彩美
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
北海道苫小牧市高砂町２丁目２番９号　１階左
債務者　藤澤あづさ
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第５１号
香川県高松市宮脇町２丁目30番37号　リブ宮脇107
債務者　髙嶋　　彰
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０号
長崎県諫早市小長井町大峰70番地、旧住所福岡県福岡市博多区麦野４丁目29番28―101号
債務者　西山　祐誠
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
長崎県長崎市上小島２丁目１番11―102号、旧住所長崎県長崎市東小島町８番１号　コリーヌ小島102
債務者　中山美寿子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１号
宮城県石巻市千石町４番43号　仙石ハイツ２Ｆ号
債務者　元木　奈美
1　決定年月日時　平成29年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１６２号
北九州市八幡東区末広町２番34号
債務者　藤田ミツ子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第９８号
函館市大森町22番９号　大森ハイツ　202号室
債務者　入江　慶子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１０１号
函館市中島町６番４号
債務者　田畑　　忍
1　決定年月日時　平成29年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１３２号
北九州市小倉北区熊谷３丁目26番７号
債務者　植木紗希枝
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１７８号
北九州市若松区西園町９番21号（若松ケアハウス）
債務者　本多　孝子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１１号
岩手県奥州市水沢区字斉の神72番地３　コーポグレースⅢ　301号室、旧住所岩手県奥州市水沢区字川端84番地１　ファミーユ川端102号室
債務者　千葉香菜美
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部